「送還忌避者のうち本邦で出生した子どもの在留特別許可に関する対応方針について」に 対する会長声明

1 はじめに

出入国在留管理庁は、2023年8月4日、「送還忌避者のうち本邦で出生した子ども の在留特別許可に関する対応方針について」(以下「対応方針」という。)を発表した。

対応方針は、いわゆる送還忌避者(退去強制令書の発付を受けたにもかかわらず、自らの意思で日本からの退去を拒んでいる者)のうち、2023年6月に改定された入管法(以下「改定入管法」という。)の施行時までに日本で出生して小学校、中学校あるいは高校で教育を受けており、引き続き日本で生活していくことを真に希望している子どもとその家族を対象に、家族一体として在留特別許可をして在留資格を与えるとしている。

この対応方針に掲げられた条件を満たす子ども及びその家族については、在留資格が認められ、安心して学校生活を送ることができ、また進学や就職を考えられるようになること、家族が引き裂かれる恐怖から解放されることは、望ましいことである。

しかしながら、対応方針には以下の点において問題があることから、当会は懸念を示す とともに、在留特別許可の範囲の拡大を求めるものである。

2 「本邦で出生」したことを要件としている点について

まず、対応方針は、子どもが「本邦で出生して」いることを要件としている。

しかし、日本で出生していなくとも、小学校、中学校又は高校等で教育を受けている子 どもたちは、日本語を身につけ、交友関係を築き、日本に定着した生活を送っているので あって、日本で生まれたか否かによって差異を設ける必要性や合理性は認められない。

また、同じ両親の子どもでありながら、幼少期に来日した年長の子どもと日本で出生した年少の子どもとの間で結論が異なることとなるのは、子どもの最善の利益(子どもの権利条約3条)をないがしろにし、家族の分断を招き、家族結合権(自由権規約17条、23条)を侵害するおそれがある。

したがって、我が国に定着して育った子どもたちに区別なく在留特別許可をすべきである。

3 18歳未満を対象としている点について

次に、対応方針では、「本邦で出生した子ども」、すなわち18歳未満であることを要件 としており、18歳以上になってしまった者は対応方針の対象外となる。

しかしながら、18歳以上の者は、日本で生活してきた期間がより長い者が多く、日本 社会への定着の度合いも高いにもかかわらず、そのような若者が対応方針の対象外となってしまうことについて必要性や合理性は認められない。

したがって、18歳以上の者であっても、日本に定着して育った者については、在留 特別許可をすべきである。

4 親の事情を考慮する点について

次に、対応方針では、親が入国・上陸の際に不法入国・不法上陸であったなど、「親に 看過し難い消極事情がある場合」は対象外としている。

しかし、親に消極事情がある場合を対象外とすることは、親の事情により子どもを差別することになる。子どもは親とは別個の独立した人格であり、子自身が日本で生活していくことを望むのであれば、親の事情に関わらず在留資格が与えられるべきである。

5 対応方針がその措置を今回限りのものとしていることについて

出入国在留管理庁は、改定入管法の成立により、在留資格のないまま在留が長期化する子どもの増加を抑止することが可能となったと述べ、対応方針の措置を今回限りのものとしている。

しかし、いわゆる送還忌避者の中には、自身が難民であることや日本に家族がいること等を理由に、日本からの退去ができず、庇護すべき者が多く含まれている。にもかかわらず、改定入管法では庇護すべき者を適切に庇護することができないことは、その成立の際に当会が指摘したとおりである(2023年9月12日付け「出入国管理及び難民認定法の改定法の成立に強く抗議する会長声明」)。

対応方針の措置を今回限りにするのではなく、将来にわたって日本に定着していく 子ども、そして若者とその家族に在留資格を認める制度を確立すべきである。

6 結語

2023年4月1日に施行されたこども基本法は、全ての子どもが、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すとしている。日本で育った子どもや若者及びその家族について在留資格を認めることは、まさにこども基本法の趣旨を実現するものである。

当会は、全ての子どもの基本的人権が尊重されるよう、対応方針に掲げられた場合に限定せず、日本で育った全ての子どもや若者及びその家族に対し、積極的に在留資格が付与されるよう求める。

2023年(令和5年)12月12日 茨城県弁護士会

会長 望 月 直 美